

公告

令和6年5月30日

豊橋市長 浅井 由崇

次のとおり公募型プロポーザルを行いますので、参加を希望される方は、下記のとおり必要書類を提出してください。

記

1 公募型プロポーザルに付す事項

- (1) 業務名
豊橋市空家等相談窓口構築及び運営業務
- (2) 業務内容
別紙「仕様書」のとおり
- (3) 業務期間
契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 業務場所
豊橋市が指定する場所
- (5) 契約上限金額
金2,200千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 プロポーザルに参加する者に必要な資格

プロポーザルの参加資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次の各項に掲げる要件をすべて満たすこととする。

- (1) プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。
 - ア 令和6・7年度豊橋市入札参加資格者名簿の業種「中分類：コンピュータサービス」として登録されていること。
 - イ 同種業務^{※1}についての実績を過去5年^{※2}以内に有すること。
 - ※1 同種業務とは、空家所有者の相談窓口を開設し、空家の解決を図る業務であり、次のいずれかの場合とする。
 - a 地方公共団体と契約又は協定を結んでいる。
 - b 本プロポーザルの公告の日時点で、「豊橋市空家等対策協力事業者情報提供実施要綱」に基づく情報登録事業者のうち①空家に関する総合相談に登録がある。
 - ※2 過去5年とは、平成31年4月1日から公告の日までを加えた期間とする。
- (2) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間において、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

- イ 「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。
- ウ 「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 26 年 3 月 26 日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。
- エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

3 参加手続

(1) 担当部署及び問い合わせ先

〒440-8501

愛知県豊橋市今橋町1 豊橋市建設部建築物安全推進課

電話：0532-51-2561

ファックス：0532-56-3815

電子メールアドレス：kenchikuanzen@city.toyohashi.lg.jp

(2) 実施要領等の入手方法

下記ホームページからダウンロードすること。

豊橋市建設部建築物安全推進課ホームページ：<https://www.city.toyohashi.lg.jp/58410.htm>

(3) 参加意向申出に関する質問及び回答

ア 提出期限

令和6年6月4日（火）午後5時必着

イ 提出場所

(1) と同じ

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

質問書（様式3-1）に必要事項を記載し、応募者の持参、郵送（書留郵便に限る）、ファックス又は電子メールにより提出すること。なお、ファックス又は電子メールにて提出する場合は、電話にて令和6年6月4日（火）午後5時までに到達確認を行うこと。

オ 回答 令和6年6月6日（木）

本市ホームページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/58410.htm>

(4) プロポーザル参加意向申出書

ア 提出期限

令和6年6月17日（月）午後5時必着

イ 提出場所

(1) と同じ

ウ 提出部数

1部 ※提出書類は全てA4サイズ 縦 左綴（2穴）ファイリングにより提出すること。

エ 提出方法

応募者の持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）に限る。

オ 提案資格

提案資格確認後、「提案資格確認結果通知書」により、提案書等の提出について通知する。

※令和6年6月18日（火）発送予定

(5) 実施要領、仕様書等に対する質問及び回答

ア 提出期限

令和6年6月24日（月）午後5時必着

イ 提出場所

（1）と同じ

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

質問書（様式3-1）に質問事項を記載し、応募者の持参、郵送（書留郵便に限る）、ファックス又は電子メールにより提出すること。なお、ファックス又は電子メールにて提出する場合は、電話にて令和6年6月24日（月）午後5時までに到達確認を行うこと。

オ 回答 令和6年6月28日（金）

本市ホームページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/58410.htm>

(6) 提案書等の提出

ア 提出期限

令和6年7月12日（金）午後5時必着

提出期限後に到着した提案書は無効とする。

イ 提出場所

（1）と同じ

ウ 提出部数

・提案書（様式5-1～5-3） 10部（正本1部、副本9部）

※正本、副本ともにA4サイズ・縦長・左綴（2穴）ファイリングにより提出すること。副本には提案者名が特定できるような記述をしないこと。

・参考見積書及び見積内訳書（様式は任意） 各1部

エ 提出方法

応募者の持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）に限る。

4 評価の手續及び契約候補者の選定

提出された提案書等について、「豊橋市空家等相談窓口構築及び運営業務プロポーザル評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手續を行う。

(1) 審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

日程 令和6年7月23日（火）

時間、場所及び留意事項等については令和6年7月16日（火）までに別途通知する。

5 注意事項

(1) 提案書等の作成等提案に関して必要となる一切の費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された提案書等は返却しない。

(3) 次に該当する提案は、無効とする。

ア. 本公告に示した提案資格を有しない者の提案

イ. 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

ウ. 提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

エ. 見積金額が契約上限金額を超える提案

オ. 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

6 その他

(1) 手續きにおいて使用する言語及び、通貨及び単位

日本語及び、日本円、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) その他詳細は、「豊橋市空家等相談窓口構築及び運営業務プロポーザル実施要領」による。